

日本結核 非結核性抗酸菌症学会関東支部 会則

第 1 章 名称

第 1 条 本会は日本結核 非結核性抗酸菌症学会関東支部と称する。事務所は東京都港区に置く。本会は昭和 24 年 1 月 22 日に発足した。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、日本結核 非結核性抗酸菌症学会の目的及び事業の円滑な運営に協力すると共に、関東地区において会員相互の交流を図り、結核病学及びその関連領域の進歩に寄与することを目的とする。

第 3 章 事業

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 会員相互の連絡及び親睦
3. 認定医・指導医等の育成
4. その他、日本結核 非結核性抗酸菌症学会及び同支部の目的に適った事業

第 4 章 会員

第 4 条 会員は原則として日本結核 非結核性抗酸菌症学会会員である関東甲信地方（東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、山梨、長野）に学会登録先のある会員を以って組織する。

第 5 章 役員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

・支部長 1 名 ・副支部長 1 名 ・理事 若干名 ・監事 若干名 ・代議員 正会員数の概ね 7 %

第 6 条 支部長：日本結核 非結核性抗酸菌症学会代議員（関東支部に所属する）の中より互選し、支部を統括する。支部長は

職責上関東支部理事を兼ねる。支部長に事故ある時は副支部長がその職務を代行する。支部長の任期は 2 年とし、支部長は代議員により支部長選挙にて選任する。

副支部長：理事中より互選し、支部長が委嘱する。

理事：日本結核 非結核性抗酸菌症学会理事（関東支部に所属する）が兼ねる。任期は日本結核 非結核性抗酸菌症学会理事の任期に従う。関東支部親学会定数変更に伴う欠員が生じた時は、選挙時の投票数に従って補充推薦する。理事は理事会を組織し、本会の会務を議決、執行する。

監事：理事以外の代議員の中より理事会が推薦し、代議員の承認会を得て支部長が委嘱する。監事は本会の会務、会計の状況を監査する。業務について不正の事実を発見した時はこれを代議員会に報告しなければならない。監事の任期は 2 年とし、重任は出来ないが、再任は妨げない。

代議員：代議員は日本結核 非結核性抗酸菌症学会代議員（関東支部に所属する）が兼ね、代議員会を組織して、次の事項を審議し決定する。

- (1) 学会長の選任
- (2) 監事の承認
- (3) 決算の承認と予算の決定

(4) 会則の変更

(5) その他必要な事項

学会長：本会主催の学術集会を主催するため学会長をおく。学会長は理事を含む代議員の中から理事会の推薦により、代議員会議を経て支部長が委嘱する。合同学会においては、代議員会議を経た後に合同する学会と協議した上で、支部長が委託する。学会長はその職責上、理事会、代議員会に出席できる。

第 6 章 会議

第 7 条 本会の集会は総会、学術集会、理事会、代議員会とする。

- (1) 総会：毎年 1 回開催。
- (2) 学術集会：年 2 回開催。結核及びその関連領域に関する研究発表、講演会とそれに基づく意見交換を行う。
- (3) 理事会：理事・監事をもって組織し、支部長がこれを招集し、理事の過半数の出席をもって会の成立とする。議長には支部長が当たり、議決は出席理事の過半数により成立とする。理事会は、必要に応じ開催するものとする（書面開催を含む）。
- (4) 代議員会：理事・代議員・監事をもって組織し、支部長がこれを招集し、過半数の出席をもって会の成立とする。議長には支部長が当たり、議決は出席者の過半数により成立とする。代議員会は、必要に応じ開催するものとする（書面開催を含む）。

第 7 章 会計

第 8 条 本会の経費は、日本結核 非結核性抗酸菌症学会の交付金、及び寄付金を以ってこれを充当する。

第 9 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わるものとする。

第 8 章 会則の変更

第 10 条 本会則の変更は、代議員会に於いて出席代議員の 3 分の 2 以上の議決を経るものとする。なお、総会 で報告しなければならない。

附則 平成 17 年 5 月 14 日、平成 19 年 2 月 17 日、平成 20 年 3 月 16 日、平成 22 年 7 月 6 日、平成 28 年 2 月 6 日、平成 29 年 2 月 18 日、平成 30 年 2 月 17 日 改訂。

内規

1. 本会から学術集会会長への運営準備金は 60 万円とする。
2. 本会事務局を日本結核 非結核性抗酸菌症学会本部事務局に委託する。